

全日本吹奏楽コンクール中国大会実施規定

第1条 全日本吹奏楽コンクール中国大会は、各県吹奏楽連盟から推薦された団体が参加して毎年8月に実施する。

第2条 主管県は、その年毎に中国五県の持ち回りとし、その順は次のとおりとする
鳥取 — 岡山 — 山口 — 島根 — 広島

第3条 選出母体となる県吹奏楽連盟は次のとおりとする。

鳥取県吹奏楽連盟
島根県吹奏楽連盟
岡山県吹奏楽連盟
広島県吹奏楽連盟
山口県吹奏楽連盟

第4条 理事会は、その年度の実施期日および会場など必要事項を前年度3月までに決定する。

(参加規定)

第5条 実施部門及び各部門の参加人員は、次のとおりとする。ただし、指揮者はこの人数に含まない。

- ① 中学生の部・・・50名以内
- ② 高等学校の部・・・55名以内
- ③ 大学の部・・・55名以内
- ④ 職場・一般の部・・・65名以内

ただし、職場・一般の部に限り県予選の申し込み人数をこえることはできない。

第6条 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

- ① 中学生の部
同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。(活動を共にする小学校児童の参加は認める。)
- ② 高等学校の部
同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)
- ③ 大学の部
同一の大学に在籍している学生とする。
- ④ 職場・一般の部
当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第7条 指揮者の資格については制限しないが、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

- 2 課題曲と自由曲は同一人が指揮すること。

第8条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏)

第9条 参加団体は課題曲および自由曲を演奏して審査を受けるものとする。なお、課題曲は楽譜どおりに演奏すること。もし、当日あるいは事後に疑義が判明したときは、失格とする場合がある。

第10条 編成は次のとおりとする。

- ① 課題曲はスコアに指定された編成とする。
- ② 自由曲の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。
- ③ 自由曲で歌声については、スキヤット・ハミングを認めるが、歌詞は認めない。

第11条 課題曲と自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし楽器の持ち替えは認める。

第12条 課題曲と自由曲は県大会で演奏したものとする。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲家の死後およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。
2) 編曲の許諾は日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第14条 演奏時間は12分以内とする。演奏時間とは課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

第15条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

- (注) 1) 集計表の評価の欄は無記入とし、結果の欄に「失格」を記入する。
2) 団体には賞状は渡さない。講評用紙についてはそのまま団体の代表者に渡す。

第16条（県代表選出団体数）

全日本吹奏楽コンクール中国大会に各県より推薦する団体数は、次のとおりとする。

- ① 中学生、高等学校の部
 - 1) 中学生の部、高等学校の部それぞれの出場数を20団体とする。（主管県1団体増を含まない）
 - 2) 次年度の出場数は、秋の理事会においてその年度の各県吹奏楽コンクールA部門に参加した数に基づき審議するものとする。
 - 3) 各県の基礎数を3とし、各県の吹奏楽コンクールA部門に参加した数により残数を比例配分する。
 - 4) 主管県は上記の選出方法で決定された数に1団体増とする。
 - ② 大学の部・・・各県より2団体以内
 - ③ 職場・一般の部・・・各県より2団体以内
- ※ただし、職場・一般の部に限り前年度の県予選の出場団体数が10団体以上の県は3団体以内とする。

第17条（県代表団体の報告）

各県吹奏楽連盟は、全日本吹奏楽コンクール中国大会開催日の2週間以前に県大会を実施し、代表団体を理事長・主管県理事長に報告する。

第18条（代表団体）

全日本吹奏楽コンクールへの代表団体はその実施規定に従い各部門の金賞受賞団体の中から理事長が推薦する。

第19条（審査員）

審査員の構成と人選については、次のとおりとする。

- ① 中国5県以外（主たる勤務先として）から7名の審査員を委嘱する。
- ② 前年度全日本吹奏楽コンクール中国大会後の理事会において、各県から7名を推薦し、常任理事の投票（7名連記）によりその交渉順位を決定する。
- ③ その決定に従って理事長が交渉し、委嘱する。
- ④ 同一審査員による連続審査は2年を限度とする。

第20条 各県吹奏楽連盟への連絡と対応については次のとおりとする。

- ① 理事長は、前年度末までに審査員を各県吹奏楽連盟に通知する。
- ② 各県吹奏楽連盟は、当該年度の審査員該当者を県コンクールの審査員としない。
また、当該年度の総会時より当該年度的全日本吹奏楽コンクール中国大会終了までは、単独あるいは限られた団体による講習会・研究会などの講師として招聘しない。加盟団体にも周知し、指導する。
- ③ 開催要項には審査員名を明記する。

第21条（共催・後援・協賛）

全日本吹奏楽コンクール中国大会実施に当たって、理事長が必要と認めた場合は共催または後援・協賛団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第22条 全日本吹奏楽コンクール中国大会実行委員会は、主管県でこれを組織する。

第23条 その他開催上の細目については、実行委員会が定める。

第24条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

第25条 この規定は昭和61年4月より施行する。

平成2年9月29日	一部改定	平成4年5月9日	一部改定
平成4年9月26日	一部改定	平成10年5月8日	一部改定
平成13年2月24日	一部改定	平成16年5月14日	一部改定
平成17年2月5日	一部改定	平成21年5月8日	一部改定
平成26年5月9日	一部改定	令和4年4月28日	一部改訂
令和5年4月28日	一部改正		